

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

平成10年12月28日 厚生省 令 第99号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

平成21年 8月25日 厚生労働省 令 第136号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成21年 8月25日

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表
(医師の届出)
第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 診断した患者及び当該感染症について同項による届出が既になされていることを知っている場合
二 診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合
三 診断した新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH1N1であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者について、当該患者又は無症状病原体保有者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設において、当該感染症の患者（法第八条第二項の規定により患者とみなされる者を除く。）が確認されている旨の連絡その他当該感染症が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合（書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）で連絡が行われた場合であつて、かつ、当該書面に定める期間内に診断された場合に限る。）に該当しない場合

第三章 感染症に関する情報の収集及び公表
(医師の届出)
第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 診断した患者及び当該感染症について同項による届出が既になされていることを知っている場合
二 診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合
◆削除◆

- 附則 -

施行日：平成21年 8月25日

◆追加◆

(経過措置)
第二条の二 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第三条各号に掲げるもののほか、当分の間、新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH1N1であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者を診断した場合とする。

- 附則 -

施行日：平成21年 8月25日

◆追加◆

第二条の三 法第十二条第六項において準用する同条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当分の間、前条に規定する感染症により死

亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合とする。

- 改正法・附則・題名- ～ 平成21年 8月25日 厚生労働省 令 第136号～

施行日：平成21年 8月25日

◆追加◆

附 則（平成二一・八・二五厚労令一三六）

- 改正法・附則- ～ 平成21年 8月25日 厚生労働省 令 第136号～

施行日：平成21年 8月25日

◆追加◆

この省令は、公布の日から施行する。